

1 趣旨

保育の受け皿確保と質の向上をはかるため、令和7年4月1日より認可外保育施設（江東区認可外保育施設等保護者負担軽減事業実施要綱（令和元年10月1日31江こ保第2693号）による補助の対象となる認可外保育施設）から認可保育所への移行を希望する事業者から区に対しての申込み受付を開始します。（申込みは施設単位です。）

受付後、児童福祉法第35条第4項（以下「法」という。）に基づく認可の取得、及び江東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年10月23日条例第25号。以下「区条例」という。）を遵守し、子ども・子育て支援法第31条第1項に基づき特定教育・保育施設の確認を受けることを条件として、移行希望園の現地視察、書類審査及びヒアリング等を実施の上で仮選定します。

2 申込み資格

別添「認可外保育施設から認可保育所への移行条件について（令和6年2月15日、5江こ計第1071号。以下「移行条件」という。）」の基準を満たすほか、以下の条件を満たすこと。

※移行条件の1（1）必須とする定員に係る条件において「現状の定員」とあるが、この定員は令和6年4月1日時点の定員とする。

- (1) 法人の意思で令和7年4月における認可保育所への移行を希望し、区に申込みすることについて、**区審査完了までに在園児の保護者全員の同意を得ること。また本審査以降に入所する児童についても、将来認可保育所に移行する可能性がある事について同意を得ること。**（同意が得られない場合には、移行時期を令和8年4月以降で再検討し個別にご相談ください）

※区の審査完了までに、移行時点で在籍が予定される児童の保護者より、認可移行について同意を得ることが必要です。また、**審査期間中等に、在園児の保護者より移行に反対する旨の連絡があった場合は、事実確認をした上で申込みをお断りさせて頂く場合があります。**

※場合によって、同意書等の確認を依頼することがあります。

- (2) 直近3年の会計年度において、3年連続で損失を計上していないこと。また、直近の会計年度の決算において債務超過を生じていないこと。

- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号。以下「国基準」という。）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年3月30日条例第43号。以下「都条例」という。）、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成24年3月30日規則第47号。以下「都規則」という。）、保育所設置認可等事務取扱要綱（平成10年3月31日9福子推第1047号。以下「都要綱」という。）、江東区私立保育所等補助要綱（平成27年4月1日27江こ保第3093号。以下「区補助要綱」という。）及び区条例に規定する設置者の要件を満たすこと。（上記関係法令については、ホームページで確認すること。）

※上記申込み資格に該当する場合でも、申込み施設、法人状況、在園児対応等により、申込みをお断りさせて頂く場合もあります。

3 審査スケジュール

以下のスケジュールで審査を行う。(随時)

- (1) 区保育政策課に認可移行後の定員案を示し、必要職員数を確認してください。
 - ※1週間程度で、区より必要職員数を回答致します。
 - ※公定価格分については、法人側で算定してください。

【その他注意点】

 - ① 各年齢ごとの定員は、クラス年齢が上がるたびに、同人数かそれ以上であること
 - ② 移行後の定員は、年齢進行した際にも継続入所を希望する児童を受け入れ可能であること
- (2) 事前チェックシートを区保育政策課にメールで提出する。

提出締め切り 令和6年5月17日(金)まで

 - ※改修・移転等を伴う場合には、認可移行後の平面図案(ラフプラン)も提出すること。
 - ※改修を伴わない場合も、現行施設の案内図、配置図、平面図を提出すること。
 - ※区のメールシステムは受信メール1通につき4MBの容量制限があるため、超過する場合は分割送付してください。
 - ※フリーメールの利用は、区のメールシステムで受信できない可能性があるため、お控えください。
- (3) 直近3年分の損益計算書と貸借対照表を区保育政策課に提出する。
- (4) 区職員による申込み物件の現地確認(施設・近隣環境についての確認)

区職員2~4名で訪問し、給食提供時間も含め、1施設あたり、最長1時間半程度の視察を実施する。
- (5) 審査書類を区保育政策課に持参する。

提出前に必ず上記「2 申込み資格」を確認すること。

提出締め切り 令和6年5月31日(金)

4 受付を行う認可保育所の要件

関係法令を遵守することの外、入所事務手続きの概要をまとめた「江東区保育園等入園のしおり」記載事項を把握していること。また、以下の事項を全て満たした上で申込みをすること。

- (1) 設置予定物件
 - ① 建築基準法に基づく建築時の建築確認申請書の写し、建築確認済証の写し及び検査済証の写し(紛失している場合は台帳記載事項証明書)の提出が可能であること。
 - ② 施設面積、構造及び設備等について、保育所として建築基準法など建築基準法令、バリアフリー法、国基準、都条例、都規則及び区補助要綱に適合する施設であること。
 - ③ 次に掲げる要件のいずれかに該当することとし、イに該当するものにあつては、当該事実を客観的に証明できる書類を提出すること。
 - ア 建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)により建築された建物
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつてはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上若しくはC_tu_sd値0.3以上、木造の建築物にあつてはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物、施設等

(2) 施設内容・規模

① 建物については、最低限、次に掲げる部屋等を準備すること。

ア 乳児室（0歳児室 必要面積：児童1人あたり3.3㎡以上 有効面積 ※0歳児保育を実施する場合のみ）

※区の誘導基準としては、児童1人あたり5㎡以上。

イ ほふく室（1歳児室 必要面積：児童1人あたり3.3㎡以上 有効面積）

ウ 保育室（2歳児～5歳児室 必要面積：児童1人あたり1.98㎡以上 有効面積）

エ 遊戯室（必置ではない）

※乳児室及びほふく室、保育室及び遊戯室から出る避難経路は、2カ所2方向を確保すること。

オ 調理室

カ 医務室（カーテン等で仕切ることにより事務室と兼用可）

キ 調乳室（0歳児保育を実施する場合のみ。また調理室との兼用可）

ク 沐浴室（0歳児保育を実施する場合のみ）

ケ 保育士室

コ 廊下等

サ 園庭（必要面積：2歳児以上の定員×3.3㎡以上）

※近隣の代替遊戯場でも可（トイレ、手洗いが設置されていること）

② 食材搬入等のための一時駐車場、保護者用の一時駐輪場、ごみ集積所については任意ではあるが、近隣住民の住環境保全の観点から、設置を検討すること。

③ 騒音対策・不審者対策及びシックハウス対策の安全対策等を行なうこと。

(3) 運営内容

保育所保育指針（平成29年3月31日付厚生労働省告示第117号）及び区条例に基づき、以下の事業内容で保育園の運営を行うこと。

① 開所時間は11時間開所とすること。（延長保育については、現状の利用状況を勘案し、実施の可否については、任意とする。）

② 以下の特別保育事業を実施すること。

ア 産休明け保育

イ 特別支援保育（区補助要綱に基づく補助を行う。）

ウ 緊急一時保育（江東区私立保育所等緊急一時保育実施要綱（平成9年3月27日江厚保発第572号）に基づき実施すること）

エ その他、上記以外で予定の、園負担の自主事業（スポット延長保育等）を提案すること。

③ 江東区マイ保育園ひろば事業への参加を検討すること。

(4) 実費徴収、上乗せ徴収について

別添「認可保育所における実費徴収について（平成29年4月21日）」を遵守すること。

5 移行時期

令和7年4月1日（厳守）

※施設の内装工事等、必要な工事が令和7年1月末までに完了すること。

6 開設準備経費の補助

令和7年4月の認可移行については、補助事業の実施予定はありません。

7 提出書類

以下の全ての項目について書類を提出すること。

※様式等は、江東区のホームページからダウンロード可能。

(1) 認可保育所への移行申込書 (区様式1)

以下の書類を添付すること。

①保護者同意報告書 (区様式2)

②第2号様式 (都様式) ※認可移行後の定員設定を想定して作成すること

添付資料：園に在席している職員の履歴書、保育士証

③第3号様式 (都様式)

添付資料：

改修を伴わない場合	現行施設の案内図・配置図・平面図と各保育室の写真、物件の確認済証、検査済証
改修を伴う場合	現行施設の平面図と各保育室の写真、認可移行後の案内図・配置図・平面図、物件の確認済証、検査済証

(2) 法人に関する書類 (区様式3)

様式3に記載のある添付書類を添付すること。

(3) 現在運営する施設について

現在運営する認可・東京都認証保育所及び開設予定園について (様式4) を作成すること。

以下の書類を添付すること。

① 重要事項説明書等 (下記の優先順位に従って、原則3施設分提出すること。)

第1順位	都内の認可保育所3施設分 ※開設時期が直近のものから順に提出すること。
第2順位	都内の認可保育所が3施設に満たない場合は、他の種類の保育施設のものを含めて3施設分 ※開設時期が直近のものから順に提出すること。
第3順位	保育施設が3施設に満たない場合は、全施設分

② 移行対象施設の直近3年分の立入調査等の結果 (東京都等自治体からの正式な通知文の写しを提出すること。なお、立入調査等の結果、改善の状況及び計画を文書により報告した場合は、その写しも提出すること。)

※その他、上記にあてはまらない場合は、区担当の指示に従うこと。

③ 運営施設の令和3年度、令和4年度及び令和5年度 (書類提出時点) における正規職員数及び離職者数がわかる書類 (任意書式)

(4) 法人の自己資金について

法人自己資金申告書 (様式5)

通帳の写し又は残高証明書 (書類提出日より1ヶ月以内のもの) を添付すること

(5) 建物・土地に関する書類

① 施設概要書 (様式6)

※様式6に記載されている書類を添付すること

② 設置予定の施設を確保できる書類 (土地建物に係る所有権者の当該物件使用承諾書等)

※新園舎に移転する場合には、区で選定された後に行われる東京都との事前協議及び計画承認の手続きが終わるまで本契約はしないこと。

【注意事項】

移転を伴う物件の提案において区で仮選定され、東京都からの計画承認がおりた場合には、建物の使用を確約する書類（賃貸借契約書等）の写しを、計画承認後2か月以内に提出すること。

(6) 運営企画書（様式7）

(7) 職員勤務体制表（様式8）

(8) 提出書類一覧（様式9）

8 審査基準

区において、財務諸表診断・既存園の視察・提出書類の確認により主に下記の項目について評価を行います。

- (1) 財務諸表診断（法人の財務状況等）
- (2) 既存園視察（園の運営状況、保育環境、給食の提供状況等）
- (3) 提出書類確認（施設の状況、移行後の職員配置や園運営体制について等）

※必要に応じ、別途ヒアリングを実施する場合があります。

評価の方法は、審査を行った結果が配点の6割以上の場合は「承認」とし、6割未満の場合、「不承認」とします。区の承認を受けた事業者については、東京都に対しての計画承認および設置認可申請手続きを進める事となりますが、東京都の児童福祉審議会において、承認されない場合もあります。

9 その他注意事項

- ・ 用紙サイズは、図面を除き原則としてA4判縦とし、原本1部・写し3部（フラットファイルに綴じ、それぞれインデックス（提出書類の中で 囲みされた8項目）を貼って提出すること。
※必要に応じて、別途書類を提出して頂く場合があります。
- ・ ファイル名は、「認可保育所移行申込書類+法人名」とし、表紙及び背表紙に明記すること。
※提出された書類等は返却しません。
- ・ 応募に際して要した費用については、応募者の負担とする。
- ・ 応募書類の内容に事実と反する箇所があった場合は、決定結果を取り消すことがあります。
- ・ 応募に関する問い合わせは、原則としてメールで行うこと。
- ・ 応募書類は、外部の第三者からの情報公開請求対象となります。

10 書類提出締切

随時受付を行います。（書類提出日が確定したら事前に区に連絡すること）

申込み書類の締め切りは令和6年5月31日（金）（事前チェックシートは5月17日（金））まで。

11 問い合わせ及び応募書類提出先

江東区子ども未来部保育政策課保育政策係（江東区役所3階16番）

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

問合せ先：E-mail 285000@city.koto.lg.jp